

国立大学法人鳴門教育大学教員サバティカル制度に関する規程

平成21年 1 月 14 日

規程第 1 号

改正 平成27年 1 月 14 日規程第 1 号

平成31年 3 月 19 日規程第75号

令和 4 年12月 7 日規程第72号

令和 5 年10月 11 日規程第31号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人鳴門教育大学職員就業規則(平成16年規則第23号。以下「規則」という。)第46条の規定に基づき、サバティカル制度(以下「制度」という。)の取扱いについて、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 この制度は、本学の教員(教授、准教授、講師及び助教をいう。以下同じ。)が、教育・研究活動の推進と向上のため、長期にわたり勤務場所を離れて研修(サバティカル研修という。)を行うために設ける。

(対象者)

第3条 サバティカル研修を申請できる教員は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 本学の教員として、継続して7年以上常勤として勤務している者
- (2) 申請年度において年度末年齢が60歳以下の者
- (3) 過去7年間に6か月以上、本学の教育・管理運営業務を免除(本制度、文部科学省旧内地研究員など。)されたことがない者

(期間等)

第4条 サバティカル研修の期間は、次のとおりとする。

- (1) 短期サバティカル 3月以上6月未満の期間
- (2) 中期サバティカル 6月以上1年以下の期間

2 サバティカル研修期間の開始は、原則として4月又は10月とする。

(申請)

第5条 サバティカル研修の申請を行う教員(以下「申請者」という。)は、専攻長を經由して、申請書(別記様式第1号)を学長に提出しなければならない。

2 毎年2月1日から2月末日までの間とし、翌々年度からの研修分について申請を行うものとする。

3 申請に当たっては、次に掲げる申請者が所属する専攻において承諾が得られ、授業、学生指導、委員会活動等を他の所属教員等が代行できることを条件とする。

(選考)

第6条 学長は、申請のあった者のうちからサバティカル研修利用者を決定し、専攻長及び申請者に通知するものとする。

2 前項の決定は、短期サバティカルは2名以内、または中期サバティカルは1名とする。

(研修期間中の措置)

第7条 授業においては、可能なかぎり前期あるいは後期にまとめるなど、他の教員の負

担になることを回避することが望ましい。通常開講される授業は、この研修のため未開講とすることはできない。

- 2 やむなく嘱託講師で授業担当を補う場合、嘱託講師の選任は、申請者の所属するコースが責任をもって行うものとし、これに係る経費は、大学の管理運営予算を充てることができるものとする。
- 3 サバティカル研修期間中は、兼業を認めない。
- 4 研修期間中の給与及び昇給等については、規則の定めるところによる。
- 5 学内予算は、学内予算編成方針等に基づき配分する。ただし、研修期間中の旅費その他経費は、特別に加算して配分しない。
- 6 学長は、サバティカル研修利用者が利用可能な予算から、大学からサバティカル研修の主たる従事先（従事先が複数ある場合は当該従事先間を含む。）の往復に必要な経費について、別に定めるところにより、支出することができるものとする。

（報告書の提出）

第8条 研修終了後は、終了後1か月以内に研修報告書（別記様式第2号）を学長に提出しなければならない。

（研修期間等の変更）

第9条 サバティカル研修を認められた教員がやむを得ない事情により期間等を変更する場合には、事前に申し出て学長の承認を得なければならない。

（その他）

第10条 この規程に定めるもののほか、サバティカル研修に必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和4年12月7日から施行する。
- 2 令和8年3月31日までの間における第3条第1項第2号の規定の適用については、「60歳」とあるのは「62歳」とする。

附 則

この規程は、令和5年10月11日から施行する。

サバティカル研修申請書

年 月 日			
国立大学法人 鳴門教育大学長 殿			
所 属 職 名 氏 名			
国立大学法人鳴門教育大学教員のサバティカル制度に関する規程第 5 条により，サバティカル研修に従事したいので，下記のとおり申請します。			
記			
1 サバティカル研修 の内容			
2 サバティカル研修 の期間	年 月 日から 年 月 日まで		
3 サバティカル研修 の従事先			
4 研修期間中の学内 業務への対応等			
5 本学在職期間	年 月 日から 年 月 日まで		
国立大学法人鳴門教育大学教員のサバティカル制度に関する規程第 3 条に該当する教員からの申請を報告します。			
年 月 日			
（専攻長）			

サバティカル研修報告書

年 月 日			
国立大学法人 鳴門教育大学長 殿			
所 属 職 名 氏 名			
国立大学法人鳴門教育大学教員のサバティカル制度に関する規程第 8 条により、サバティカル研修を終了しましたので、下記のとおり報告します。			
記			
1	サバティカル研修 の期間	年 月 日から 年 月 日まで	
2	サバティカル研修 の従事先		
3	サバティカル研修 の概要（成果等）		
国立大学法人鳴門教育大学教員のサバティカル制度に関する規程第 8 条により、上記の者のサバティカル活動が終了したことを確認する。			
年 月 日 （専攻長）			